

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
人工呼吸器・ベッドサイドモニタ・マルチガスユニット	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年6月21日	日本光電工業株式会社 宇都宮市横田新町12-6	13,200,000 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
血圧脈波検査装置	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年5月8日	フクダ電子北関東販売株式会社 宇都宮市砥上町1649-2	5,500,000 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
富士フィルムFPD（フラットパネルディスプレイ）装置及びX線回診車（フラットパネル含む）の保守契約（更新）	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年4月1日	富士フィルムメディカル株式会社北関東支社 さいたま市大宮区浅間町2-240	6,578,000 円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
眼科手術装置コンステレーションビジョンシステムLXT	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年7月1日	株式会社平和医用商会 宇都宮市北若松原2-9-5	2,280,000 円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
ミライース	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年9月11日	ダイハツ真岡店 真岡市長田234-26	1,203,010 円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れに該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
術中用プローブ	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年5月22日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曾町1307-8	3,300,000 円	左記物品に接続する超音波画像診断装置を購入した業者があることから買い入れ先が特定されるため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
インフィニティNeoSoniX0zilハンドピース	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年4月21日	平和医用商会 宇都宮市北若松原2丁目9-5	1,265,000 円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
ウルトラベースユニット	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地1	令和7年7月14日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,056,000 円	予定価格が160万円をこえない財産の買い入れに該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	

備考

- 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額		随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
全自動細胞解析装置及び血球計測機器保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年8月1日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,985,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
血液ガス分析装置保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年10月1日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曾町1307-8 ラジオメーター 東京都品川区北品川4-7-35	1,705,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
オリンパス社製内視鏡機器保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年10月1日	オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラタワー12階	1,803,850 1,236,250	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
全自動血液凝固分析装置保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年1月1日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,700,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
全身麻酔器保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年9月1日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	1,503,600	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
放射線機器保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年4月1日	栃木放射線株式会社 宇都宮市戸祭元町	84,205,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
フクダ電子製医療機器一括保守契約	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年4月1日	フクダ電子北関東販売株式会社 宇都宮市砥上町1649-2	6,050,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
グルコースグリコヘモグロビン保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年4月1日	株式会社栗原医療器械店 宇都宮市岩曾町1307-8	1,272,700	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

(1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額		随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
生化学自動分析装置保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年4月1日	日立ハイテクフィールドディング さいたま市大宮区土手町1-2	1,518,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
血管造影撮影装置保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年4月1日	日成メディカル 宇都宮市問屋町3426-39	16,500,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
薬剤部門機器保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年5月1日	株式会社トーション 宇都宮市中河原町3-19	2,178,000	円	契約業者は、当該機器の製造販売元であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
富士フィルムメディカル内視鏡装置保守	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年12月1日	ニスコ株式会社 栃木県佐野市小見町14-3	11,286,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
構内電話交換設備保守契約	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年5月26日	扶桑電通株式会社 東京都中央区築地5-4-18	1,689,600	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
麻酔管理システム保守延長	事務部医療情報課 真岡中萩二丁目10番地 1	令和7年7月31日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388-1	3,960,000	円	契約業者は、当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスを実施できるのは同社のみであることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1				円		
	事務部管財課 真岡中萩二丁目10番地 1				円		

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。